

東京都環境局  
平成17年10月20日

## 東京都におけるフロン類回収等の現状

### 1 フロン類回収等の現状

#### 1) 第一種フロン類回収業者の登録

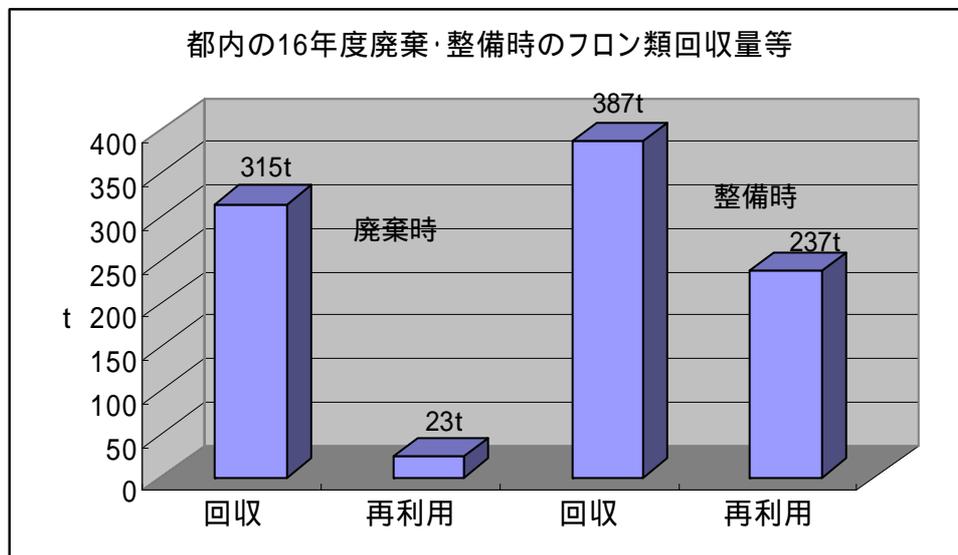
14年度末 2,160件

15年度末 2,324件

16年度末 2,415件

#### 2) 引取業者の登録 4件(17年6月現在)

#### 3) 廃棄・整備に伴う回収量の報告



整備時の再利用には、整備機器への再充てん分が含まれている可能性がある。

### 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)の概要

1) 12年12月 東京都公害防止条例を環境確保条例に全面改訂

2) 13年4月 フロン類の回収等に関する規定施行

#### 3) 特定機器

- ・ 圧縮機ユニットその他冷凍機
- ・ 自動車エアコンディショナその他空気調和機器
- ・ 家庭用冷蔵庫その他の冷凍冷蔵機器
- ・ 自動販売機その他の冷凍機応用製品
- ・ 倉庫用冷凍冷蔵装置その他冷凍応用装置

#### 4) 特定機器の整備時における排出抑制

特定機器の整備(修理を含む)又は移設を行おうとする者にフロン類の回収、分解処理を義務付け(回収業者、処理業者への委託を義務付け)

5) 報告の徴収  
整備に伴う回収量の報告

6) 指導・助言

7) 勧告

8) 違反者の公表

上記のほかに条例では廃棄時の回収、分解処理を義務付けている。

### 3 課題

1) 廃棄時だけの報告では、回収業者に回収量の部分的な報告を求めることになり、正確な回収量の記録、報告がされにくい。整備時も含めたフロン類の回収量全量の把握が必要。

2) 回収業者は、個人事業主等の中小事業者が少なくない。また、フロン類の回収業のほかに主たる事業を行っている。こうした回収業者の実態を踏まえた実効性ある制度としていく必要がある。

3) 市中に存在するフロン類を適切に管理していくためには、回収から廃棄までの流れをわかりやすいものにする必要がある。(再利用の問題)

数字は、平成16年度のデータ

